

**第67回税理士試験 所得税法  
第一問(理論)解答**

[表示内容の説明]

配点：□・・・□点

問(予想配点50点)

1 ①納税地について

(1) 概要1点

納税地は、原則として住所地となるが、届出書の提出を要件に店舗所在地を納税地とすることができる。

(2) 根拠規定

① 所得税の納税地

(a) 原則1点

国内に住所を有する場合には、その住所地を納税地とする。

(b) 特例

イ 内容1点

国内に住所を有し、かつ、それ以外の場所に事業場等を有する納税義務者は、その住所地に代え、その事業場等の所在地を納税地とすることができる。

ロ 手続2点

上記イの規定の適用を受けようとする者は、納税地とされている住所地の所轄税務署長に納税地の変更のための届出書を提出しなければならない。

この場合において、この届出書の提出があった日後における納税地は、その届出に係る場所とする。

② 源泉徴収に係る納税地2点

源泉徴収に係る所得税の納税地は、その給与等支払者の支払事務を取扱う事務所等の支払の日における所在地(その支払の日以後にその給与等支払者が国内において事務所等に移転した場合には、その事務所等の移転後の所在地)とする。

2 ② 事業主が生計を一にする親族に対して支払う給料について

(1) 原則的な取扱い

① 事業主の所得計算2点

居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む事業所得を生ずべき事業に従事したこと等によりその事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者のその事業所得の金額の計算上必要経費に算入しないものとする。

② 親族の所得計算1点

上記①の場合において、その親族が支払を受けた対価の額は、その各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

(2) 確定申告書への必要事項の記載を前提に適用のある特例

① 事業主が青色申告を提出する場合

(a) 事業主の所得計算4点

青色申告者である居住者と生計を一にする配偶者その他の親族(年齢15歳未満である者を除く。)で専ら青色申告者の営む事業所得を生ずべき事業に従事するもの(以下「青色事業専従者」という。)がその事業から支払を受けた給与の額で、次のイ及びロのいずれにも該当するものは、上記(1)にかかわらず、その居住者のその給与の支給年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する。

イ 「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載されている方法に従い、記載されている金額の範囲内であること

ロ 労務に従事した期間、労務の性質等に照らしその労務の対価として相当であると認められるもの

(b) 親族の所得計算1点

(a)の給与の額は、その青色事業専従者のその年分の給与所得の収入金額とする。

② ①以外の場合

(a) 事業主の所得計算4点

居住者(青色申告者を除く。)と生計を一にする配偶者その他の親族(年齢15歳未満である者を除く。)で専らその居住者の営む事業所得を生ずべき事業に従事するもの(以下「事業専従者」という。)がある場合には、その居住者の事業所得の金額の計算上各事業専従者につき、次のイ又はロのいずれか低い金額を必要経費とみなす。

イ 86万円(事業専従者が配偶者の場合に限る。)

ロ その事業に係る所得の金額（この規定適用前、かつ、特別控除前）

事業専従者の数 + 1

(b) 親族の所得計算 1点

上記(a)の必要経費とみなされた金額は、各事業専従者のその年分の給与所得に係る収入金額とみなす。

(3) 専ら従事するかどうかの判定 1点

親族が事業に専ら従事するかどうかの判定は、その従事期間がその年を通じて6月を超えるかどうかによる。

ただし、青色事業専従者については、年の中途開業等の場合には、従事可能期間の1/2の期間を超えれば足りる。

3 ③ 開業時に行うべき届出等について

(1) 開業時に提出しなければならないもの

① 個人事業の開業の届出書 1点

(a) 提出期限：事業の開始等の事実があった日から1月以内

(b) 提出先：納税地の所轄税務署長

② 給与支払事務所等の開設届出書 1点

(a) 提出期限：国内において給与等の給与事務を取り扱う事務所等を開設した事実があった日から1月以内

(b) 提出先：給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長

(c) 提出が省略できる場合：個人事業の開業の届出書を提出している場合

③ 棚卸資産の評価方法の届出書 1点

(a) 提出期限：事業を開始した日の属する年分の確定申告期限

(b) 提出先：納税地の所轄税務署長

(c) 提出が省略できる場合：棚卸資産の評価方法について、最終仕入原価法による場合

④ 減価償却資産の償却方法の届出書 1点

(a) 提出期限：業務を開始した日の属する年分の確定申告期限

(b) 提出先：納税地の所轄税務署長

(c) 提出が省略できる場合：減価償却資産の償却方法について、旧定額法又は定額法による場合

(2) 開業時に提出できるもの

① 所得税の青色申告承認申請書 1点

(a) 提出期限：適用年の3月15日（業務を開始した日がその年1月16日以後である場合は、業務を開始した日から2月以内）

(b) 提出先：納税地の所轄税務署長

(c) 提出しなかった場合：青色申告者以外の者に該当し、青色申告者の特典の適用を受けることができない。

② 現金主義の所得計算による旨の届出書 1点

(a) 提出期限：適用年の3月15日（業務を開始した日がその年1月16日以後である場合は、業務を開始した日から2月以内）

(b) 提出先：納税地の所轄税務署長

(c) 提出しなかった場合：現金主義による所得計算を行うことができない。

③ 青色専従者給与に関する届出書 1点

(a) 提出期限：適用年の3月15日（事業を開始した日がその年1月16日以後である場合は、事業を開始した日から2月以内）

(b) 提出先：納税地の所轄税務署長

(c) 提出しなかった場合：青色事業専従者に支払った給与は、必要経費に算入することができない。

④ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 1点

(a) 提出期限：なし

(b) 提出先：給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長

(c) 提出しなかった場合：給与等の支払の際に徴収した所得税は、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、国に納付しなければならない。

⑤ 納税地の変更に関する届出書 1点

(a) 提出期限：なし

(b) 提出先：住所地の所轄税務署長

(c) 提出しなかった場合：住所地が納税地となる。

4 ④ 予定納税制度について

(1) 予定納税

① 一般の場合 2点

居住者は、予定納税基準額が15万円以上である場合には、第1期（その年7月1日から7月31日までの期間をいう。）及び第2期（その年11月1日から11月30日までの期間をいう。）において、それぞれその予定納税基準額の1/3相当額（百円未満切捨）の所得税及び復興特別所得税を国に納付しなければならない。

- ② 予定納税基準額の計算の基準日等 2点
- (a) 予定納税基準額の計算については、その年5月15日において確定しているところによる。  
ただし、その年5月16日から7月31日までの間におけるいずれかの日において確定したところにより計算した金額が上記により計算した金額を下ることとなった場合は、その計算した金額が最も小さいこととなる日において確定したところによる。
- (b) 居住者であるかどうかの判定はその年6月30日の現況によるものとする。
- ③ 予定納税額等の通知 1点
- 税務署長は、予定納税額を納付すべき居住者に対し、その年6月15日までに、その予定納税基準額並びに第1期及び第2期において納付すべき予定納税額を書面により通知する。
- (2) 予定納税額の減額承認申請
- ① 7月減額承認申請 2点
- 予定納税額を納付すべき居住者は、その年6月30日の現況による申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、その年7月15日までに、納税地の所轄税務署長に対し、第1期及び第2期において納付すべき予定納税額の減額承認申請をすることができる。
- ② 11月減額承認申請 2点
- 予定納税額を納付すべき居住者は、その年10月31日の現況による申告納税見積額が予定納税基準額（①の承認を受けた居住者についてはその承認に係る申告納税見積額）に満たないと見込まれる場合には、その年11月15日までに、納税地の所轄税務署長に対し、第2期において納付すべき予定納税額の減額承認申請をすることができる。
- ③ 申請期限の特例 1点
- ①又は②の場合において、予定納税額の通知書がそれぞれその年6月15日までに発せられなかった場合には、それぞれの申請期限は、その通知書が発せられた日から起算して1月を経過した日まで延期される。
- ④ 手続 2点
- 予定納税額の減額承認申請をしようとする居住者は、申告納税見積額及びその申請の理由を記載した申請書に、取引の記録に基づいて申告納税見積額の計算の基礎となる事実を記載した書類を添付して納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- ⑤ 減額承認後の予定納税額
- (a) 7月減額承認申請の場合 2点
- 第1期及び第2期において納付すべき予定納税額は、それぞれ承認を受けた申告納税見積額の1/3相当額(百円未満切捨)とする。
- (b) 11月減額承認申請の場合 2点
- 第2期において納付すべき予定納税額は、承認を受けた申告納税見積額（特別農業所得者以外の者は承認を受けた申告納税見積額から第1期において納付すべき予定納税額を控除した金額）の1/2相当額（百円未満切捨）とする。
- (c) (a)及び(b)の場合において、承認を受けた申告納税見積額が15万円に満たないときは、予定納税額はなしとする。
- (3) 用語の意義
- ① 予定納税基準額 2点
- 予定納税基準額とは、次の(a)の金額から(b)の金額を控除した金額及びその金額の2.1%相当額の合計額をいう。
- (a) 前年分の課税総所得金額に係る所得税の額及び上場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税の額の合計額（譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額はなかったものとし、災害減免法の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額）
- (b) 上記(a)の所得につき源泉徴収された所得税の額
- ② 申告納税見積額 2点
- 申告納税見積額とは、次の(a)の金額から(b)の金額を控除した金額及びその金額の2.1%相当額の合計額をいう。
- (a) その年分の課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額及び課税山林所得金額の見積額に税額の計算の規定に準じて計算した所得税の額
- (b) 上記(a)の所得につき源泉徴収される所得税の見積額

※ 予定納税額の減額承認申請について、「処分」について解答している場合には、加点項目となるかと思われます。